

社会福祉法人夏秀会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夏秀会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、一回に付き一律 3,000 円とする。。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人の会議に出席する場合は、別表 1 に従い交通費実費弁償代を支払うことができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(出張費)

第4条 役員等が理事長の指示または理事会の委任を受け当法人以外の場所に出向き、当法人の業務を行った場合、別表 2 により一日分の謝礼金を支払うことができる。

(支給方法)

第 5 条 第 2 条及び第 3 条の費用支払いは、役員及び評議員等が当法人の会議に出席する都度、現金により支給する。

2 第 4 条の謝礼金は、役員等が第 4 条の業務を指示されたとき、現金で支払う。

(改廃)

第5条 本規程は、理事会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 31 年 2 月 23 日より施行する

社会福祉法人夏秀会役員等報酬規程別表

別表 1

住居地域	交通費実費弁償代算出方法
鈴鹿市内	一律 1, 0 0 0 円
鈴鹿市外	一律 2, 0 0 0 円
三重県外	公共交通機関の実費相当額

別表 2

名 称	報 酬
監事の出張	7, 0 0 0 円
理事長の出張	1 0, 0 0 0 円
理事の出張	7, 0 0 0 円